

都市計画区域の用途地域と騒音・振動・悪臭規制地域の当てはめ関係

用途地域	環境基本法	騒音規制法			振動規制法		悪臭防止法
	騒音環境基準	特定工場等	特定建設作業	自動車騒音・要請限度	特定工場等	特定建設作業	
第一種低層住居専用地域	A類型	第1種区域	1号区域	a区域	第1種区域	1号区域	A区域
第一種中高層住居専用地域	A類型	第1種区域	1号区域	a区域	第1種区域	1号区域	A区域
第一種住居地域	B類型	第2種区域	1号区域	b区域	第1種区域	1号区域	A区域
第二種住居地域	B類型	第2種区域	1号区域	b区域	第1種区域	1号区域	A区域
準住居地域	B類型	第2種区域	1号区域	b区域	第1種区域	1号区域	A区域
近隣商業地域	C類型	第3種区域	1号区域	c区域	第2種区域	1号区域	A区域
商業地域	C類型	第3種区域	1号区域	c区域	第2種区域	1号区域	A区域
準工業地域	C類型	第3種区域	1号区域	c区域	第2種区域	1号区域	A区域
工業地域	C類型	第4種区域	1号区域(※注)	c区域	第2種区域	1号区域(※注)	B区域
			2号区域			2号区域	

※注(特定建設作業(騒音、振動)): 第4種区域のうち学校等の敷地の周囲80m

●島原市の場合

- ・島原市では、都市計画用途地域12種類のうち上記に記載の9種類を指定
- ・旧島原市地区については、上記の都市計画・用途区域の当てはめに準じている。
- ・有明地区については、都市計画区域の線引きはないが、国道沿いを中心に区域の設定を行っている。

用途地域	環境基本法	騒音規制法			振動規制法		悪臭防止法
	騒音環境基準	特定工場等	特定建設作業	自動車騒音・要請限度	特定工場等	特定建設作業	
なし							
有明地区の一部	C類型	第3種区域	1号区域	c区域	なし		なし